



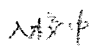




健軍216号建物エレベーター一点検

表紙	健軍216号建物エレベーター保守				図面番号	1/4
図名	表紙				作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工管理主任	管財主任	工事企画主任	作成者
						
所属	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科					

仕 様 書

件 名	健軍 216 号建物エレベーター保守	所 属	健軍駐屯地業務隊管理科
		作成年月日	令和 4 年 1 月 21 日
		作成者名	防衛技官 高坂 勇一

1 総 則

本仕様書は、「健軍 216 号建物エレベーター保守」について適用する。

2 場 所

熊本市東区東町 1-1-1 陸上自衛隊 健軍駐屯地

3 保守点検期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

4 規格・数量及び役務内容等

(1) 機械室レスエレベーターの保守点検作業（フルメンテナンス）

場 所	機 器 名	数 量	メーカー名	保守点検回数
216号建物	乗用ロープ式エレベーター(車いす仕様) 4停止 750kg 11名 60m/min 付加装置：火災地震時管制運転装置 停電時自動着床装置	1 台	日本オーチス エレベーター(株)	月1回 (年1度の定期検査を含む)

保守点検項目

1. かご上部

かご上環境状態、安全スイッチ、位置検出センサー、戸開閉装置、かごガイドシュー、かご上制御盤

2. 出入口

各階乗場状態、各階ボタン、各階表示灯、各階インターロック・スイッチ、各階ドア・敷居、点検操作盤、非常救出運転装置

3. かご内部

かご走行・着床状態、かご操作盤・表示灯、非常連絡装置、停電灯、かご照明・ファン、かご戸・敷居、戸閉安全装置、かご意匠

4. 昇降機

昇降路内環境状態、受電盤・制御盤、停電時運転装置、管制運転装置、主ロープ・調速機ロープ、上部リミットスイッチ、主ロープ上部綱車・調速機ロープ綱車、移動ケーブル各階ベーン、ガイドレール、つり合いおもり・ガイドシュー

5. ピット

ピット内環境状態、巻上機・電動機、電磁ブレーキ、緩衝器、調速機、つり合いおもり底部隙間、下部リミットスイッチ、ピット内フロートスイッチ、動力及び移動ケーブルの吊り状態、非常止め装置、かご下部綱車

(2) 修理等範囲一覧表

1. 巻上機
シャフト、軸受・オイルシール、ブレーキ・コイル・シューライニング・カップリング及びその付属品、駆動綱車、防振ゴム、パルスエンコーダー
2. 電動機
巻線・軸受・回転子及びその付属部品
3. 制御盤
抵抗・コンデンサー・スイッチ・リレー・ヒューズ類・ブレーカー・トランス・プリント基板・配線材、インターホン用バッテリー、遠隔監視装置
4. 調速機
張り車・軸受及びその付属部品
5. かが関係
かが綱車及び軸受、かがガイド・シュー及びその付属部品、かが非常止め装置、運転操作盤の付属部品、扉開閉装置及びその付属部品、扉安全装置及びその付属部品、ドア・ガイドシュー・ドアハンガー及びその付属部品、光センサー及びその付属部品、階床表示装置及びその付属部品、換気装置の部品、照明部品(ランプ類含む)、インターホン、停電灯装

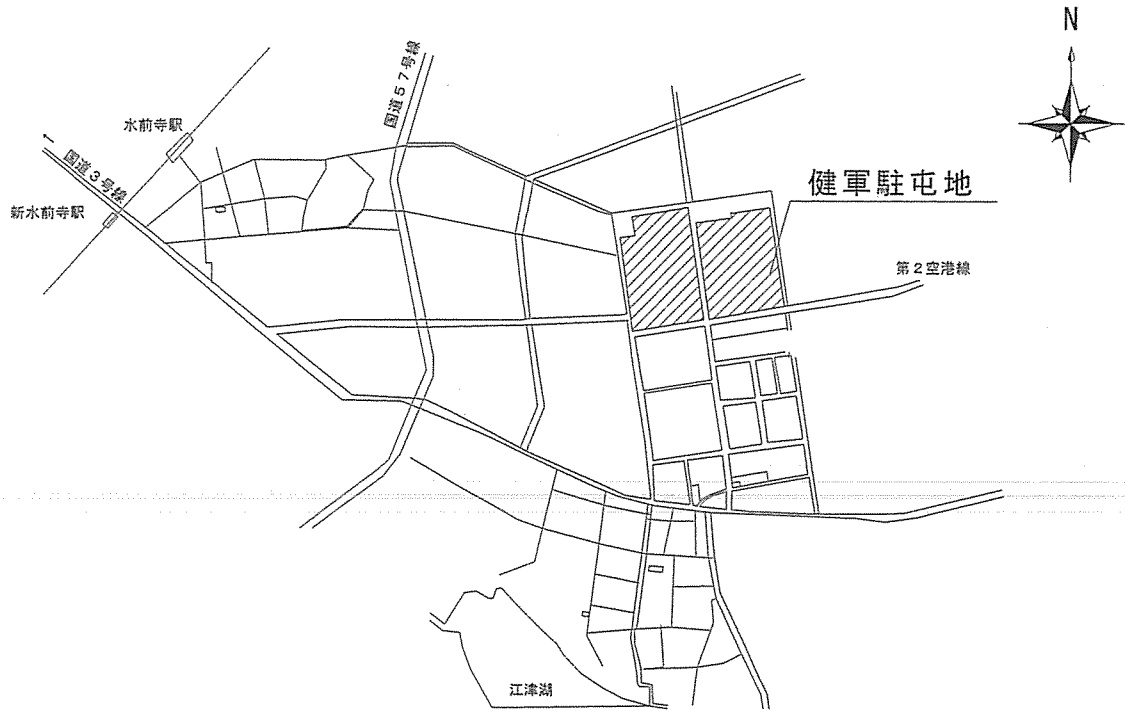
(3) 規格・数量及び役務内容等

本件は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（現行版）」及び関係法令に基づき実施する。

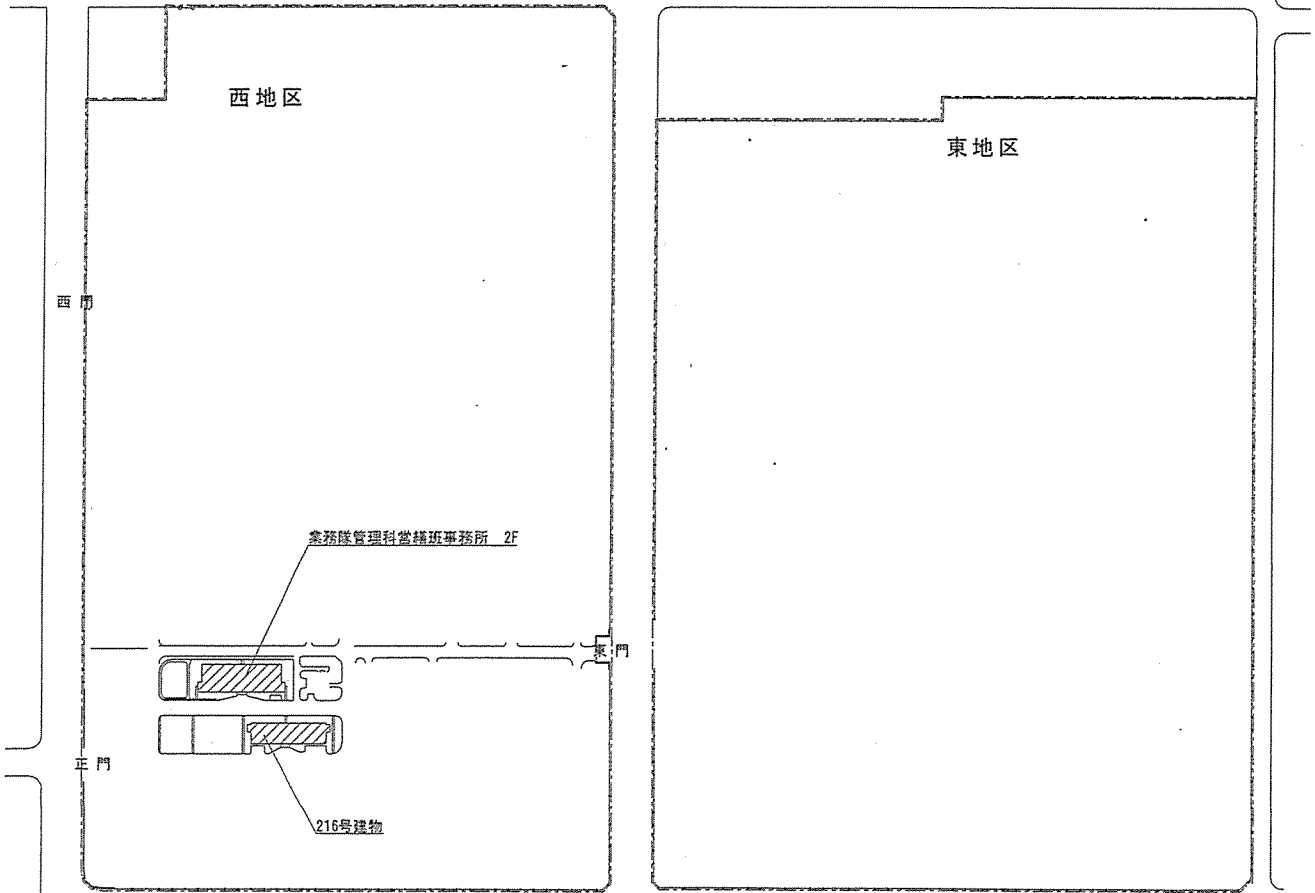
5 特記事項

- (1) 保守点検は、エレベーター保守点検項目により実施するものとするが、仕様書に記載なき事項といえども業務の完了に必要な事項は係官と調整のうえ実施するものとする。
- (2) 故障時等の緊急対応については、エレベーターを24時間遠隔監視し、次の異常信号を受信した場合は速やかに技術員を派遣し修理を実施するものとする。
ア 閉じ込め故障 イ 使用不能故障（運行に支障がある状態） ウ 着床不良
エ 扉開閉不良 オ 制御盤停電 カ 監視装置停電 キ 制御関連機器温度異常
- (3) 保守（フルメンテナンス契約）に当たっての部品及び消耗品等は消耗部品項目による。取替及び修理作業は、保守業者負担とする。但し、次の事項については除外する。
ア 意匠部品の塗装・メッキ直し・修理・部品取替・清掃
イ 巻上機、電動機、駆動機等の機器一式の取替
ウ 部品修理・取替に必要な建築関係工事
エ 諸法規の改正又は官公庁の命令若しくは要求による設備の改修又は新規付属物追加に関する工事

オ 使用者側の不注意、不当な使用・管理により発生した修理又は取替
カ 地震、類焼、爆発、その他の不可抗力により発生した修理又は取替
- (4) 使用者側の過失による、部品の取替及び修理等の使用者側負担作業に際しては、係官と調整の上、係官の指示により処置すること。
- (5) 保守点検作業者は、昇降機検査資格者の資格を有する者とし、係官の指示に従いその写しを一部提出すること。
- (6) 保守点検作業においては、作業記録報告書を1部提出すること。また、遠隔監視は、月毎に遠隔監視報告書を1部提出すること。なお、遠隔監視装置による異常通報により処置を行った場合は、作業記録報告書又は故障修理報告書を1部提出すること。



健軍駐屯地案内図 S=1:10,000



健軍駐屯地配置図 S=1:6,000